

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 指定団体に関する事項

- 一 特定公職の候補者がその政治資金を取り扱わせる政治団体として指定できる政治団体は二以内に限るものとし、その政治団体の名称には当該特定公職の候補者の氏名が表示されていなければならないものとする。 (第十九条関係)
- 二 指定団体の届出をした特定公職の候補者は、政治活動に関する寄附(選挙運動に関するものを除く。以下同じ。)を受けたときは、これに係る金銭等の全部を直ちに指定団体に寄附しなければならないものとし、当該特定公職の候補者には保有金に関する規定の適用はないものとする。 (第十九条の三関係)
- 三 指定団体の会計責任者は、指定団体に対する寄附(指定団体の届出をした特定公職の候補者が二により当該指定団体に対してする寄附をいう。以下同じ。)に係る収入及び支出と指定団体に対する寄附以外の当該指定団体の政治資金に係る収入及び支出とを区別して、別の会計帳簿に記載し、かつ、それぞれについて報告書を提

出しなければならないものとする。 (第十九条の四及び第十九条の五関係)

四 指定団体の会計責任者は、指定団体に対する寄附に係る会計帳簿、明細書及び領収書等をこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年間保存しなければならないものとする。 (第十九条の六関係)

五 指定団体の会計責任者は、当該指定団体の指定を取り消す旨の届出があったときは、当該指定団体が特定公職の候補者から受けた指定団体に対する寄附に係る収入に係る金銭等で支出されていないものを直ちに当該特定公職の候補者に寄附するとともに、取消しの届出の日現在で報告書を提出しなければならないものとする。 (第十九条の七関係)

六 指定団体の届出をした特定公職の候補者は、当該指定団体の会計責任者が指定団体に対する寄附に係る会計帳簿及び報告書に関する規定に違反する行為を行わないように監督しなければならないものとし、これの違反に対して罰則を設けるものとする。 (第十九条の八並びに第二十四条第二項及び第二十五条第三項関係)

七 指定団体に対する寄附に係る会計帳簿及び報告書に関する規定の違反に対して罰則を設けるものとする。 (第二十四条第一項及び第二十五条第一項関係)

第二 保有金に関する事項

一 指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は、すべての政治活動に関する寄附に係る金銭等 (以下「保有金」という。) について、その収入及び支出を会計帳簿に記載し、かつ、これについて報告書を提出しなければならないものとする。

(第十九条の九及び第十九条の十第一項関係)

二 指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は、保有金に係る会計帳簿、明細書及び領収書その他の書面をこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年間保存しなければならないものとする。 (第十九条の九第七項関係)

三 指定団体の届出をしていない特定公職の候補者が指定団体の届出をしたときは、当該特定公職の候補者は、保有金で支出していないものを直ちに当該指定団体に寄附するとともに、その届出の日現在で、保有金に係る報告書を提出しなければな

らないものとする。 (第十九条の三第二項及び第十九条の十第二項関係)

四 保有金に係る会計帳簿及び報告書に関する規定の違反に対して罰則を設けるものとする。 (第二十四条第一項及び第二十五条第一項関係)

第三 罰金刑の法定額の引上げに関する事項 (第六章関係)

政治資金規正法に定める罪の罰金刑の法定額を、それぞれ十倍に引き上げるものとする。

第四 政治資金規正法違反による公民権の停止に関する事項 (第二十八条関係)

政治資金規正法に定める罪を犯し刑に処せられた者は、次に掲げるところにより選挙権及び被選挙権を有しないものとする。この場合において、裁判所は、情状により、選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間を短縮する旨を宣言することができるものとする。

1 禁錮の刑に処せられた者 (2 に掲げる者を除く。) その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後五年間

2 禁錮の刑に処せられ刑の執行猶予の言渡しを受けた者 その裁判が確定した日
から五年間